

木村義次の101年（その3）

年老いてからは社会貢献活動に力を入れた。79歳の時には、仲間と共に「鳥雲の森沙漠植林ボランティア協会」を結成し、中国内モンゴル自治区のホルチン沙漠で植林活動を行い、300万本以上の植林を行った。小学校3校、中学校寄宿舎1校の建設にも尽力した。この功績で、92歳の時、日本財団から「社会貢献賞」を受賞し、安倍昭恵総理夫人の訪問も受けた。



（竹内）

新型コロナウイルス関連支援策

新型コロナウイルス感染症流行の収束が見えない中、国税庁においては、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日（木）まで延長されましたが、その他各機関においても事業者支援策が次々と打ち出されています。

経済産業省においては、①資金繰り②設備投資・販路開拓③経営環境の整備の3点において、支援策をまとめています。（2020年3月13日現在）

① 資金繰り支援

【信用保証】

- SN(セーフティネット)保証4号・5号

【融資】

- SN貸付の要件緩和
- 無利子・無担保融資
- マル経融資の金利引下げ
- 衛生環境激変対策特別貸付

【その他】

- 更なる支援(危機対応業務/危機関連保証)
- 金融機関等への配慮要請

② 設備投資・販路開拓

【生産性革命推進事業】

- ものづくり・商業・サービス補助
- 持続化補助
- IT導入補助

③ 経営環境の整備

【下請取引】

- 下請取引配慮要請
- 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請
- 官公需における配慮要請
- 下請Gメンによる実態把握

【雇用関連】

- 雇用調整助成金の特例措置
- 小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

【厚生年金】

- 厚生年金保険料等の猶予制度

【テレワーク】

- テレワークに関する情報提供
- テレワーク導入にご活用いただける支援策

【海外関連】

- 現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口
- 輸出入手続きの緩和等について

資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

【NEW】と記載のあるものは、3月10日公表の緊急対応策第2弾で追加された事業です。

信用保証

SN保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

【NEW】危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。

※保証対象業種に限る。

一般保証枠 (2.8億円)

SN保証枠 (2.8億円)

危機関連保証枠 (2.8億円)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：100%保証（全国・全業種）

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

【NEW】特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少
※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に属する）については、業種に対応

（再）特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少
※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に属する）については、業種に対応

SN貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

【NEW】特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

また、小規模事業者※であれば、

【NEW】マル経融資

を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

※商工会・商工会協会の経営指導を受けることが条件

（右図）

○資金繰り支援内容の一覧

（経済産業省 HP:

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html> より）

（大寺）

協会けんぽ保険料率変更のお知らせ

令和2年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険・介護保険料率が変わっています。

保険料	令和2年3月分から		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
健康保険料	5.14%	5.14%	10.28%
介護保険料 (40歳～64歳の方)	0.895%	0.895%	1.79%
厚生年金保険料	9.15%	9.15%	18.30%



雇用保険料のお知らせ

令和2年4月1日から高年齢労働者*を含むすべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります!!(現在、65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者*に関する雇用保険料は免除されていました。)

※高年齢労働者とは?

保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

令和2年度の雇用保険料率は、令和2年3月15日現在まだ決定されていませんが、令和元年度と同額に据え置かれる見通しです。

(早川)

4月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 30日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満1月～3月分>(労働基準監督署)
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 預金管理状況報告(労働基準監督署)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届

旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 世界保健デー(7日)



資産税係 ～ 相続人に未成年者がいる場合 ～

法律上では、原則、未成年者は単独では有効に法律行為をすることができません。そのため、遺産分割協議等の法律行為を行うためには、未成年である相続人の**法定代理人**が必要になります。

法定代理人には親等の親権者になるのが通常です。

しかし、例えば、夫がなくなり、その妻と子(未成年)が相続人である場合のように、その親権者も未成年の子も相続人であれば、利益が対立してしまうため、親等の親権者は法定代理人になれません。そのような場合は**特別代理人**の選任を家庭裁判所に申し立てる必要があります。

特別代理人には、通常、叔父、叔母などの相続人でない親族を選任します。

民法改正により、2022年4月1日以降の相続における未成年者は18歳未満となります。

(坂田)

リスマネ委員会 ～ 損害保険商品についての基礎知識 ～

今回は損害保険商品の誤解しやすい点について、正誤問題形式でまとめました。

【問題】

- ① 任意の自動車保険の車両保険は、他の自動車との衝突・接触事故によって被保険自動車に生じた損害に備えるもので、台風や洪水などによって生じた損害に対しては保険金が支払われません。



【回答】

- ① **誤**: 車両保険は偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に備えるもので、台風や洪水などによって生じた損害に対しても保険金が支払われます。

- ② 傷害保険は、被保険者が「急激かつ偶然な外来の事故」により障害を被った結果、入院や通院をしたり、死亡したりした場合などに保険金が支払われる保険ですが、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、保険金支払いの対象となりません。



- ② **正**: 出張先のホテルで火災が発生し、煙による一酸化中毒のため入院した場合などは保険金が支払われますが、問題文のような場合は、保険金支払いの対象となりません。

(さくらビジネス)



■4月10日

1 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■4月15日

2 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日まで
に係るの市町村長に要届出

■4月30日

3 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告

4 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業
税・(法人事業税)・法人住民税>5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
<消費税・地方消費税>6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地
方消費税>7 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業
税・法人住民税>(半期分)8 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの
中間申告<消費税・地方消費税>9 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く(法人の1月ご
との中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税

■4月中において市町村の条例で定める日

10 軽自動車税(種別割)の納付

賦課期日…4月1日

11 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付

■4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後
の日までの期間

12 固定資産課税台帳の縦覧期間

■市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を
受けた日後3月を経過する日までの期間等

13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

建設係 ～ 解体工事業の技術者要件に関する経過措置 ～

解体工事業の技術者要件に関する経過措置が令和3年3月31日に終了します。

平成27年度までに合格した土木施工管理技士や建築施工管理技士などは、令和3年4月1日以降は、解体工事に
関し1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となります。

上記要件を満たした場合は、資格区分が変わりますので、変更届の提出が必要になります。

満たさない場合は、許可要件を欠くことになりますので、早期に受講することをおすすめします。

(岸上)

会計制度 ～ 会計と税務の違い④ 減価償却 ～

(償却方法)

【会計上】 定額法、定率法、級数法(※)、生産高比例法の中から選択することになります。

(※) 固定資産の耐用期間中、每期一定の額を算術級数的に逓減した減価償却費を計上する方法であり、
税法上は認められておりません。

【税務上】 税法により資産ごとに選択できる償却方法が定められています。

平成28年4月1日以降に法人が有形固定資産(鉱業用は除く)を取得する場合を例にとると以下ようになります。

資産区分	法定償却方法	選択できる償却方法
建物、建物附属設備、構築物	定額法	定額法のみ
機械装置、車両運搬具、 工具器具備品等	定率法	① 定額法 ② 定率法

選択できる償却方法が複数ある場合には、税務署に届出書を提出することで、償却方法を選択することができます。な
お、税務署に届出書を提出しなかった場合には、法定償却方法を選択したことになります。

(耐用年数)

【会計上】 資産の材質・構造・用途等及び使用上の環境等を考慮して、各企業が経済的使用可能予測期間を見積
もって自主的に決定すべきであるとされています。

【税務上】 固定資産の種類ごとに耐用年数が細かく定められています。

なお、実務上は、会計上の耐用年数も税法上の耐用年数と合わせて処理することが一般的です。

(孝志茜)

医療係 ～ 経費に「できる会費」と「できない会費」～

病医院が支払う諸団体への会費について、必要経費として認められる会費と認められない会費があります。具体的には、

① 必要経費に算入される会費

医師会・歯科医師会の通常会費、医師賠償保険料、病医院の町内会費、青色申告会会費等

② 必要経費に算入されない会費

出身校の同窓会・校友会会費、医師会等の福祉年金・共済負担金・互助会費等、

医師会政治連盟・歯科医師会政治連盟費、疾病休業補償負担金等

③ 繰延資産に計上する会費

医師会・歯科医師会の入会金、医師会館の建設負担金

(後藤)

～振替納税をご利用の方へ～

口座からの振替日が、申告所得税は5月15日(金)、 個人事業者の消費税は5月19日(火)になります！！

申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用の方の振替納付日につきましては、申告期限・納付期限が令和2年4月16日(木)に延長されたことに伴い延長することとしておりましたが、申告所得税は5月15日(金)、個人事業者の消費税は5月19日(火)といたしましたのでお知らせします。(国税庁HPより)

1. 令和元年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限(延長後)	振替納付日(延長後)
確定申告	令和2年4月16日(木)	令和2年5月15日(金)

2. 令和元年分消費税及び地方消費税(個人事業者)

納期等の区分	納期限(延長後)	振替納付日(延長後)
確定申告	令和2年4月16日(木)	令和2年5月19日(火)

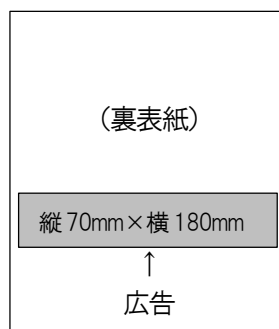


「さくら通信」広告募集のお知らせ

当社、情報誌「さくら通信」へ掲載する広告を募集します。
多数応募があった場合は、順次掲載していきますので、ご了承ください。
ぜひ、本誌への広告掲載をご検討いただき、貴社のPRにお役立てください。

★広告の規格等

掲載サイズ	縦70mm×横180mm程度
掲載位置	裏表紙
色	2色刷り(色は月により変化)
掲載料金	無料



電話・FAX・メールのいずれかで、監査担当者または広報担当者まで、掲載希望の旨をご連絡ください。広告掲載が決定しましたら、詳細をご連絡いたしますので、広告原稿・写真等の提出にご協力お願いいたします。

改正法セミナー テキスト掲載のお知らせ

令和2年2月13日(木)改正法セミナーにご参加いただきました皆様、ありがとうございました。
今回の改正法セミナーで使用したテキストを当社ホームページに掲載させていただくことになりました。
ぜひ、お役立ていただければ幸いです。よろしくお願い致します。



さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181